令和２年度　福祉用具専門相談員指定講習会開催要綱

1. 日　的

介護保険制度の円滑な運営に資するため、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図ることを目的とする。

2. 実施者等

実施者：佐賀県在宅生活サポートセンター
（作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体）
指定者：佐賀県

3. 研修対象者

福祉用具貸与事業、販売に従事する者

4. 研修科目

別紙日程表のとおり

5. 研修開催期間、研修会場及び受講定員

開催期間：令和２年 11 月 21 日（土）、22 日（日）、28 日（土）、29 日（日）
12 月５日（土）、６日（日）、12 日（土）、13 日（日）計８日間
会　場：さがサポセンターいきいき館　２階研修室
佐賀市神野東２－６－１
受講定員：30 人

6. 受講申込締切

令和２年 10 月 31 日（土）まで

7. 申込方法

講習会の受講を希望される方は、次の書類を申込締切日までに当センターに郵送（当日消印有効）又は持参のこと。

8. 研修費用及び支払方法

（1）研修費用

受講料　　38,500 円（消費税含）
テキスト代　　3,850 円（消費税含）
※一般社団法人シルバーサービス振興会編集、中央法規出版発行の「新訂福祉用具専門相談員研修テキスト第２版」を使用。
既にこのテキストを所有する者は、事前に当センターに連絡すること。

（2）納付方法

受講料及びテキスト代は講習会初日に会場で徴収。（お釣りがないように）

9. 講習受講決定

（1）講習受講決定者には 11 月 6 日までに電話で連絡する。

ただし、受講希望者が定員を超過した場合は、受講者の要件を審査した上で抽選により受講の可否を決定する。

（2）受講ができない方についても、11 月 6 日までにその旨連絡する。

10. 講習修了証書の交付

講習の課程を全て受講し、修了評価に合格した者を講習修了者とし、当センター所長による福祉用具専門相談員指定講習会の修了証書を交付する。

11. 欠席に対する対応

50 時間受講できない場合は修了証書が交付できません。

病気等やむをえない理由で欠席する場合は医師の診断書等の証明書を提出してください。ただし欠席した時間数に応じた補講、振替受講を受けていただくことで、修了証書を交付する。

12. 開催の中止、中断について

今年度については、新型コロナウイルスなどによる行動自粛制限などが、開催期間中に行われることが考えられます。

開催前に行動自粛期間に入った場合は、中止となる場合があります。

開催期間中に、行動自粛期間に入った場合は、中断し日程を変更する場合があります。

13. 問い合わせ先

佐賀県在宅生活サポートセンター（担当：小池、中西）

〒840－0804

佐賀市神野東 2－6－1　さがサポセンターいきいき館

TEL 0952－31－8655

FAX 0952－30－2591

E－mail　info@saga-zaitaku-seikatu.jp